

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 5 月 7 日

岩手県知事 達増 拓也

### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和元年度岩手県・釜石市国民保護共同訓練における会場設営等業務

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 完了期限

令和元年 7 月 11 日（木）

(4) 入札方法

入札方法については、業務に要する一切の経費を含めた額とする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

### 2 入札参加資格

次の全てをみたすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者（なお、被保補助人、被保佐人又は未成年者であつて契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 6 に定める一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般競争委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(4) (3)の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第

24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 過去において、国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注した実績を有していること。
- (7) 業務を迅速かつ円滑に遂行ができる体制を有していること。
- (8) 入札説明書の交付等を受け、入札説明書に示す書類を提出した者であること。

### 3 契約条項を示す場所

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県総務部総合防災室防災危機管理担当 電話番号 019-629-5153

- (2) 入札説明書の配布

上記場所で配布のほか、岩手県ホームページで配布する。

（岩手県のホームページ(<http://www.pref.iwate.jp/>)>県政情報>入札・コンペ・公募情報>その他の入札情報）

### 4 入札参加手続等

- (1) 入札参加希望者は、岩手県のホームページで配布する一般競争入札参加申請書（様式第1号）を確認・記載のうえ、次の関係書類を添えて、令和元年5月17日（金）午後5時までに、3(1)の場所に1部提出しなければならない。

・2入札参加資格等の求める過去5年間の間に官公庁の発注における同種の業務を行った実績を確認できる書類（「業務実績等確認調書」（様式第2号））

- (2) 申請書及び関係書類は岩手県総務部総合防災室において審査するものとし、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、令和元年5月21日（火）午後5時を目処にFAXにより通知する。

- (3) 申請書を提出した者は、当該申請書に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者（以下、「入札参加希望者」という。）は、入札金額の100分の108に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札補償契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の改札を含む。）終了後、請求書の提出を受け、

当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。

- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

## 6 入札及び開札の日時及び場所

### (1) 日時

令和元年5月23日（木）午後2時

### (2) 場所

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁5階県営建設工事入札室

## 7 入札の方法

- (1) 入札書（様式第3号）は、6の日時及び場所に持参して提出すること。

- (2) 郵送やFAX等による入札書の提出は認めない。

- (3) 入札に関する詳細は、入札説明書によること。

## 8 その他

- (1) 入札参加申請書及び関係書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

- (2) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合又は経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

- (3) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

- (4) その他入札の詳細については入札説明書に示すとおりとする。

## 9 照会先

岩手県総務部総合防災室防災危機管理担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話：019-629-5153